

在学生の皆様へ

九州工業大学長
三谷 康範

令和 8 年度自然災害による被災学生に対する授業料の取扱いについて

自然災害による被害を受けられた方々には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

本学では、令和 8 年度も下記のとおり、特例措置を実施することを決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 特例措置の内容

(1) 授業料: 令和 8 年度前期及び後期分の授業料の全額もしくは一部を免除する。

※被害状況によっては、授業料免除者及び徴収猶予選考基準の家計評価額により選考するため、不許可となる場合があります。

2. 対象者

主たる学資負担者が対象となる自然災害の発生に伴い、家屋損壊等の被害にあった方、又は当該自然災害を起因として経済状況が急変した方で、授業料等の納付が困難と認められる方。

なお、対象となる自然災害は以下のとおり。

1. 東日本大震災
2. 平成28年熊本地震
3. 平成30年7月豪雨(西日本豪雨)
4. 平成30年北海道胆振東部地震
5. 令和元年豪雨及び令和元年台風第19号
6. 能登半島地震

※その他、文部科学省が指定する災害

※申請対象となるか不明な場合は、次頁の問い合わせ先へお尋ねください

また、選考は、経済的困窮度が著しく高い学生に対して、授業料免除者の家計評価額により選考します。

3. 申請方法

(1) 授業料の免除を希望される方は、所属キャンパスの窓口へご相談ください。

(2) 免除申請にあたっては、次の書類を提出する必要があります。

なお、官公署からの罹災証明書等が提出されるまでの間は、授業料の徴収が猶予されます。

ア. 入学料免除申請書及び授業料免除申請書

イ. 被害を受けたことを証明できる公的機関発行の証明書（罹災証明書など）の写し

ウ. 家財修繕費等の領収書など、被害により世帯の家計支出が著しく増大又は収入が著しく減少したことを示す書類

4. 申請書配布・受付窓口

所属する学府等	配布・受付窓口	連絡先
工学部・工学府	学生係	093-884-3054
情報工学部・情報工学府	学生係	0948-29-7524
生命体工学研究科 学生・留学生係	学生・留学生係	093-695-6007

【本件問合せ先】

九州工業大学 学生支援課 学生生活支援係
〒804-8550 北九州市戸畑区仙水町 1-1
TEL:093-884-3050